

住生活安定向上施策推進会議の概要

1. 設置の根拠

住生活基本法

(住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況の公表)

第21条 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

住生活基本計画（全国計画）

第4 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

1 住生活に関わるすべての主体の連携及び協力

・・・国においては、関係行政機関による「住生活安定向上施策推進会議」を活用し、これまで以上に緊密な連携・協働を図り、本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策の実施状況を毎年度とりまとめ、これら住生活に関わるすべての者に対して幅広く情報提供を行うこととする。

2. 設置要綱・構成員

- ・ 第1回推進会議で住生活安定向上施策推進会議の設置を申し合わせ。
- ・ 構成員は以下の関係省庁の局長等を予定。

内閣府大臣官房総括審議官

警察庁生活安全局長

消防庁次長

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）

林野庁次長

経済産業省製造産業局長

環境省総合環境政策局長

国土交通省土地・水資源局長

国土交通省都市・地域整備局長

国土交通省住宅局長